

寄付金控除について

1. 寄付金の範囲

(1)国・地方公共団体に対する寄付金

(2)指定寄付金：財務大臣が指定した寄付金

① 国立大学法人などの業務に充てられるための寄付金

② 公立大学法人に対して支出した寄付金

③ 各都道府県共同募金会に対して支出した寄付金

社会福祉事業又は更生保護事業の用に供される土地・建物および機械その他の設備の取得若しくは改良のために中央募金愛又は各都道府県共同募金会がその寄付金の募集につき財務大臣の承認を受けているもの など

(3)特定公益増進法人に対する寄付金 など

①独立行政法人に対して支出した寄付金

② 地方独立行政法人に対して支出した寄付金

③ 社会福祉法人に対して支出した寄付金 など

2. 控除額：次の算式で計算した金額のうちいずれか少ない金額

(1)その年中に支出した寄付金の金額－2,000円

(2)その年分の所得金額×40%

3. 具体例

給料収入：1,500万円（給与所得1,255万円）・不動産所得：1,500万円・寄付する土地の時価：1,000万円の場合

(1)1,500万円－2,000円＝1,499.8万円

(2)（1,500万円＋1,500万円）×40%＝1,200万円

(3)(1)>(2) よって、1,200万円